

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 22 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和 44 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、2 万円</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、2 万円（<u>管理職手当に関する規則（昭和 33 年 10 月鳥取県人事委員会規則第 22 号）の規定による管理職手当に係る区分が 1 種又は 2 種の職を占める職員の行うもの</u>にあつては、1 万 2,000 円）</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則（以下「新規則」という。）は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、改正前の宿日直手当に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、新規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。